

一宮市立市民病院における売店運営事業に関する運営者の公募について

一宮市立市民病院では、利用者の利便性向上を図るため、売店運営事業者を募集します。売店運営事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザルを実施します。つきましては、別紙のとおり売店運営事業者を公募いたしますので、お知らせします。

令和 8 年 10 月 6 日

一宮市病院事業管理者 松浦 昭雄

一宮市立市民病院売店運営事業者募集要項

1 事業実施場所

一宮市文京 2 丁目 2 番 22 号 一宮市立市民病院

- ① A 棟 1 階売店スペース（別紙 1 平面図参照。以下「売店スペース」という。）
- ② B 棟 11 階職員食堂スペース（別紙 2 平面図参照）のうち、提案の中で使用することが明示されたスペース（以下「サテライトスペース」という。）

※面積：①124 m²、②最大約 146 m²

2 立地環境（患者等の状況）

- ・許可病床数 594 床（うち 48 床（B 棟 10 階）は休床中）
- ・1 日平均入院患者数 約 440 人（令和 7 年度実績）
- ・1 日平均外来患者数 約 1,180 人（令和 7 年度実績）
- ・職員数 約 1,400 人（常勤約 1,100 人、非常勤約 300 人、委託職員を除く。）
- ・面会時間 平日・休日ともに 15 時～20 時

3 設備設置及び撤去等費用

別紙仕様書に記載する機器等の設置（設備、備品、既存設備の改修等含む。）に係る費用、備品等の更新及び原型を変更とする行為などの費用、原状回復に伴う費用、損害費用等は運営事業者の負担とする。

4 参加資格

本業務に関する公募型プロポーザル参加者は、下記に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号までのいずれにも該当しない者（いずれかに該当したものであって、その事実があった後 2 年を経過した者を含む。）であること。
- (3) 次に掲げる市税、県税及び国税の未納がないこと。
 - ア 市税
 - ・法人の場合 法人住民税、固定資産税
 - ・個人の場合 個人住民税、固定資産税
 - イ 県税
 - ・法人の場合 法人事業税、法人県民税、自動車税
 - ・個人の場合 個人事業税、自動車税
 - ウ 国税
 - ・法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税
 - ・個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税
- (4) 法人等を設立して 5 年以上経過しており、200 床以上の病院において、当該業務と類似する業務を行っている実績を有すること。
- (5) 愛知県及び一宮市から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続

開始の申立てがなされていない者であること。

- (7) 関係法令に基づき、事業実施場所において、本件に適合する場所を適正に開設し、維持及び運営可能な能力を有すること。
- (8) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる資力、能力等を有していること。
- (9) 事故が発生した場合、運営事業者の責任において即刻対応ができ、かつ相応の補償能力を有していること。
- (10) 次のいずれにも該当していないこと。
- ア 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
 - イ 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
 - エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- なお、(10) における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

役員等	法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体に会つては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者
法人等	法人その他の団体又は個人
暴力団	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団
暴力団員	暴力団の構成員
暴力団関係者	暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為を行う者

- (11) 大規模災害が発生又は発生する恐れがある場合において、大規模災害時に必要となる食料、飲料及びその他生活必需品の救援物資（以下「物資」という。）が必要とされる状況下となった際に、院内の売店（サテライトスペースを含む。）に在庫してある物資を、当院の要請により無償提供することができる旨の協定を締結できること。

5 貸付条件等

別紙仕様書参照

<提案内容について>

本件は、売店スペース・サテライトスペースの両方を合わせた出店を前提としているため、必ずこの2スペースに関して、以下を考慮した提案を行うこと。

・売店スペース

患者さんに安心感を与え、外来の雰囲気損なわないデザインとし、店内に入りやすい雰囲気作りに努めること。

・サテライトスペース

24時間365日自由に購入できるような形での販売（必要に応じて、什器、冷蔵ショーケース等を設置。以下「サテライト販売」という。）、イートインスペースの設置（休憩ス

ペースを活用)、食堂の運営(厨房を使用)等を行うこと。なお、サテライト販売は必須だが、その他は任意とし、使用面積に応じた貸付料を支払うこと。

24時間職員がくつろげる雰囲気づくりに努めること。

6 手続き等

(1) 提出書類

① 公募参加申込書(様式第1号)

② 提案書(様式第2号)

「様式第2号」に「様式第3号」及び関係書類を添付し、必ず封筒に封入・封緘し、封筒の表に「提案書」と記入し提出すること。(関係書類は、「一宮市立市民病院売店運営事業者提案必須項目一覧表」及び「一宮市立市民病院売店運営事業評価基準」を参照の上作成のこと。)

③ 売店運営事業の収支見込及び販売手数料等の提案書(様式第3号)

④ 事業申告書(様式第4号)

⑤ 証明書類(発行日から1か月以内のもの)

法人の場合・・・法人登記簿謄本

個人の場合・・・住民票・身分証明書

⑥ 代表者の印鑑証明書

⑦ 国税、県税及び市町村税の納税証明書(未納がないことの証明書)

(ア) 市町村民税について

a 法人・・・「法人住民税」及び「固定資産税」の証明書

b 個人・・・「個人住民税」、「固定資産税」の証明書

申請日の直前年度分(法人住民税は直近の事業年度分)で発行日から3か月以内のもの

(イ) 県税について

a 法人・・・「法人事業税」、「法人県民税」及び「自動車税」の証明書

b 個人・・・「個人事業税」及び「自動車税」の証明書

発行日から3か月以内のもの

(ウ) 国税について

a 法人・・・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書

(その3の3 未納のないことの証明)

b 個人・・・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書

(その3の2 未納のないことの証明)

発行日から3か月以内のもの

⑧ 財務諸表(写し・直前決算2年間分)

損益計算書、貸借対照表及び株主資本等変動計算書を提出すること

※ 一宮市入札参加資格名簿に登載されている法人は、⑤から⑧について提出が省略できる。

(2) 提出期限

○ 公募参加申込書【提出書類①】

令和8年10月30日(金)までとする。

受付時間は、9時から12時まで及び13時から17時までとする。なお、土・日曜日及び祝日は除く。

郵送の場合は、令和8年10月30日(金)17時必着とする。

※ 封筒(表)に必ず「公募参加申込書在中」と朱書きすること。

○ 公募参加申込書以外の提出書類【提出書類②～⑧】

令和8年11月27日(金)までとする。

受付時間は、9時から12時まで及び13時から17時までとする。なお、土・日曜日及び祝日は除く。

郵送の場合は、令和8年11月27日（金）17時必着とする。

※ 封筒（表）に必ず「公募提出書類在中」と朱書きすること。

(3) 提出部数

○ 公募参加申込書【提出書類①】および公募参加申込書以外の提出書類【提出書類⑤～⑧】

・・・ 1部

○ 公募参加申込書以外の提出書類【提出書類②～④】

・・・ 各12部（正本1部、副本11部）

(4) 提出場所

一宮市立市民病院事務局 管理課 総務人事グループまで持参又は郵送とする。

(5) 応募にかかる質疑

① 提出書類 質問書（様式第5号）

② 提出方法 質問書（様式第5号）を電子メールの添付ファイルとして提出する。件名は「売店運営事業質問書」とし、本文には送信者等を明記すること。本文には質問を記載しないこと。

※ 口頭や電話による質問は受け付けない。

③ 受付期間 令和8年11月2日（月）から同月3日（火）までとする。

④ 回答方法 質疑内容を整理したうえで、すべての申込者に電子メールにて回答する。ただし、電子メールで行う事ができない場合、別途回答方法を連絡する。

⑤ 注意事項 次の質問内容に対しては、いかなる場合であっても回答しない。

- ・ 申込者の一部又は全部が特定されるおそれがある質問
 - ・ 申込者の名称、参加者数、委託経費又はその他の情報で秘密として管理されている事項
 - ・ 公募参加申込書に記載されている担当者以外からの質問
 - ・ その他、公正な競争を阻害するおそれがあるなど、公序良俗に反する質問
- (6) その他
- ・ 応募にかかる費用は、公募参加者の負担とする。
 - ・ 申込みに際して提出した書類は返却しない。
 - ・ 選定にあたり必要が生じた場合、他の書類の提出を求めることがある。
 - ・ 提出書類の証明書等は、いずれも発行後3か月以内のものとする。
 - ・ 提出書類の様式第1号から第5号までは、一宮市病院事業部インターネット掲示場からダウンロードすること。
 - ・ 申込書提出後辞退する場合は、辞退届を提出すること。（任意様式）

7 提案書の説明会の実施

(1) 説明会の日時および開催場所（予定）

令和8年12月7日（月） 14時～

B棟11階 講堂

説明会の順番は、参加申込書の受け付け番号順とする。また、メールにて開催日時を別途連絡するので、受理次第折り返し届いた旨のメールを返送すること。

(2) 注意事項

① 説明会開始時刻に到着されなかった場合は、不参加とする。

② 説明会参加人数は、1社3人以内とする。

③ 説明会当日における新規説明資料等は、一切受理しない。

④ 説明時間（準備時間は除く。）は20分以内とする。説明開始から20分経過した時点で、

説明の途中であっても終了とする。説明については、提出した企画提案書に記載された内容に基づき実施すること。なお、パソコン等の機器を使用する場合は、説明者において準備すること。（スクリーン及びプロジェクター（HDMI 端子）は当方で準備する。）

⑤ 控室は用意する予定であり、場所は別途通知する。

8 選考方法

- (1) 評価 別紙評価基準に基づき、提案書及び説明会の内容を点数で評価する。
- (2) 選定方法 総得点が高い順に、交渉順位を決定する。
- (3) 決定時期 審査結果は、令和 8 年 12 月 28 日までに申込者に文書で通知する。
なお、審査の経過などに関する問い合わせには一切応じない。

9 売店運営事業者との協議

優先交渉権者は、契約締結に向けて誠意を持って協議する。なお、辞退又は虚偽の判明による失格等があった場合は、次点の事業者を繰り上げる。

10 書類提出先・問い合わせ先

〒491-8558 一宮市文京 2-2-22

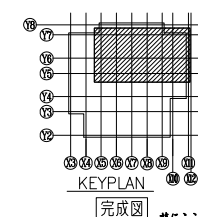
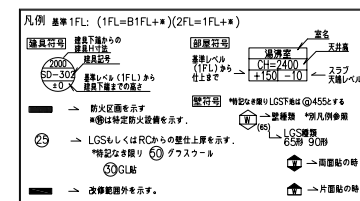
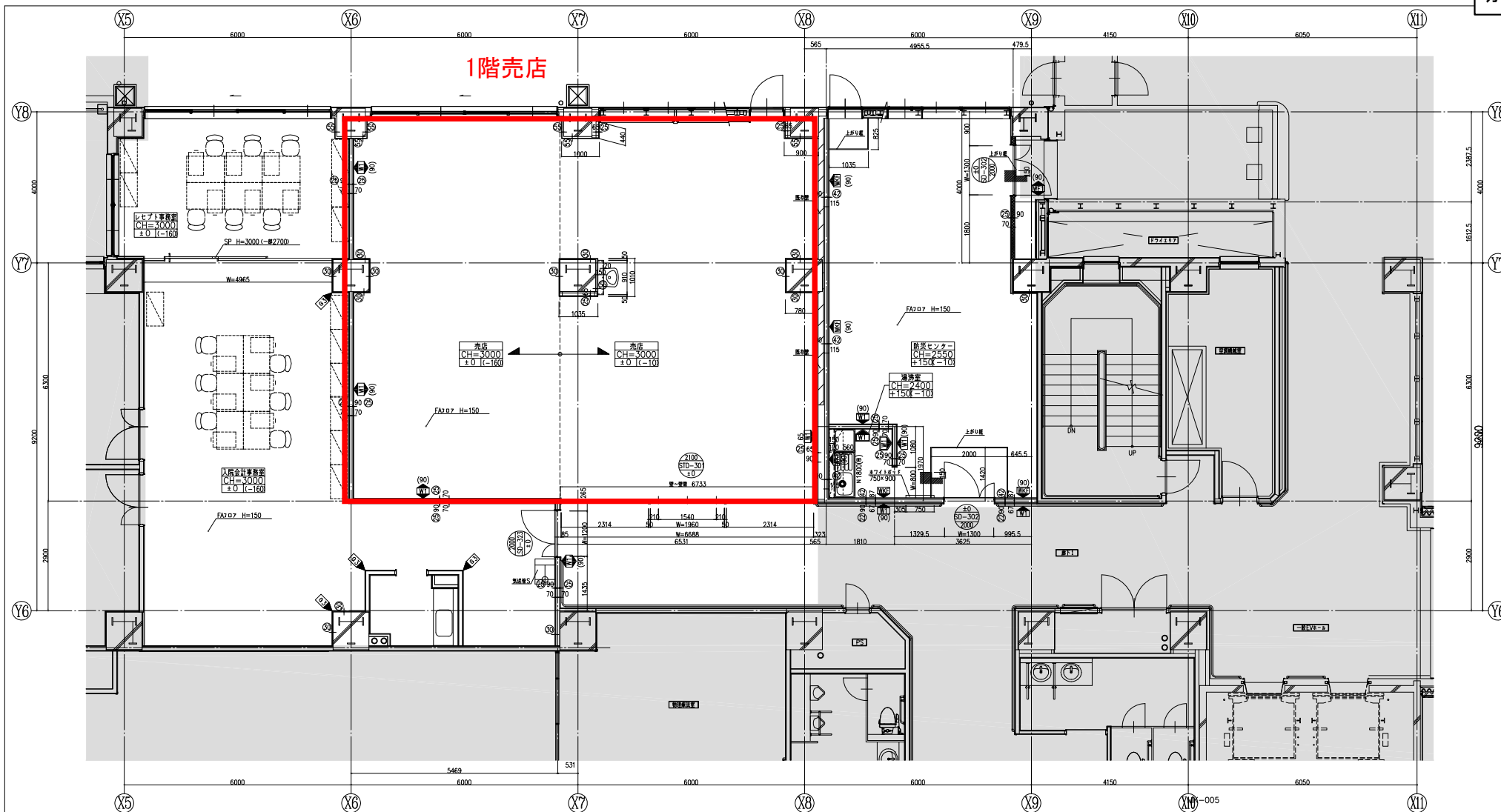
一宮市立市民病院 事務局管理課 総務人事グループ

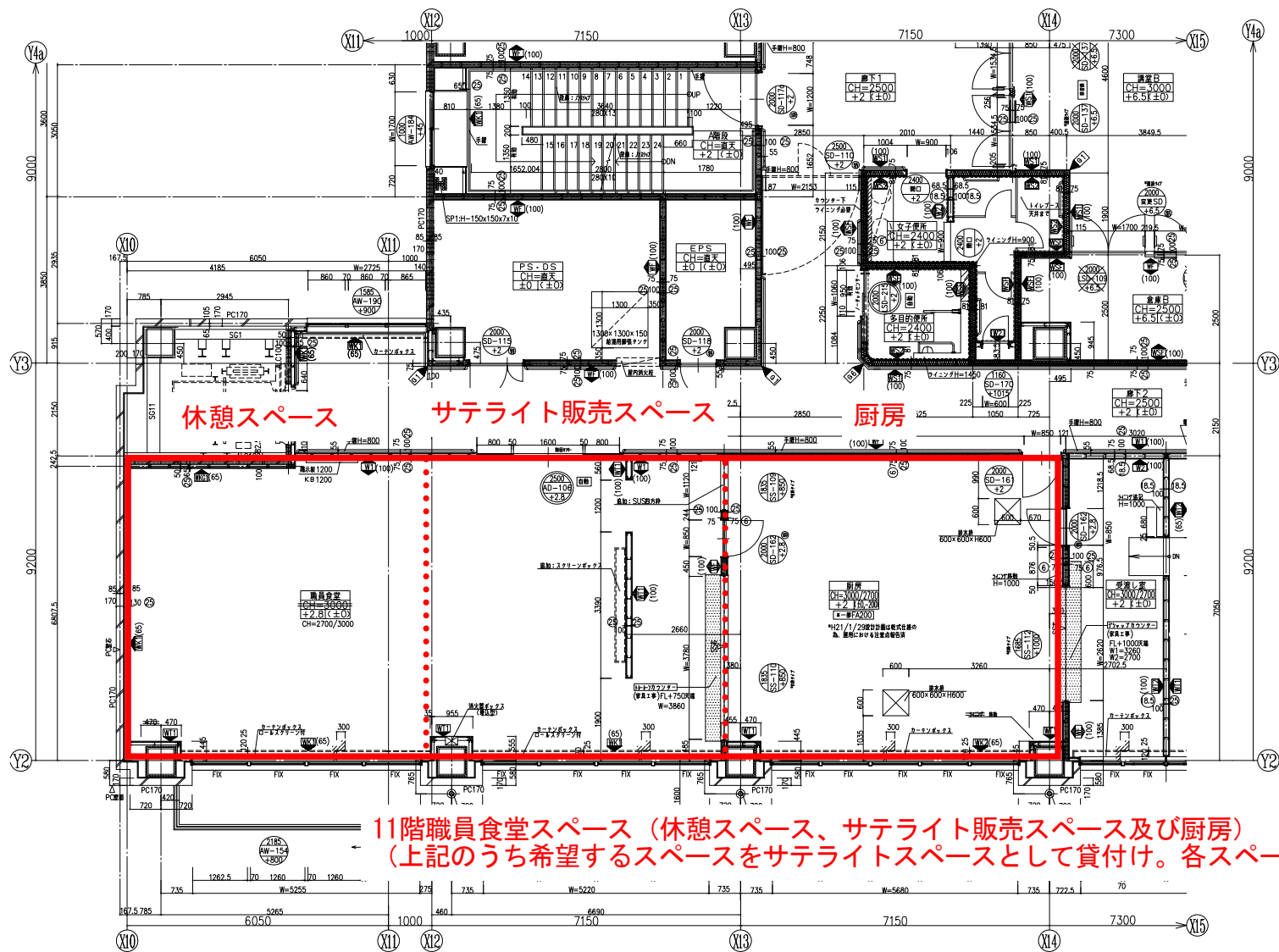
電話 (0586) 71-1911 内線 2011

FAX (0586) 71-1921

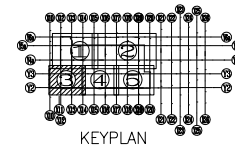
Eメール kan-138@municipal-hospital.ichinomiya.aichi.jp

URL <https://municipal-hospital.ichinomiya.aichi.jp>

[illegible]



11階職員食堂スペース（休憩スペース、サテライト販売スペース及び厨房）
（上記のうち希望するスペースをサテライトスペースとして貸付け。各スペース一部分のみの貸付け可）



凡例 基準11FL:(11FL=10FL+3700)(PH1FL=11FL+4650)

【編行符】

建下層下の
建下層上の
建下層の
建下層の

5000
50-114
1000

建下層の(11FL)あり
建下層の(11FL)なし
建下層あり
建下層なし

【部屋符】

建下2
建下1
(1FL)
1F
1F上まで

CH=5000
CH=5000
CH=5000

天井高
天井高
天井高

2500
2500
2500

2500
2500
2500

2500
2500
2500

【記号】

建下2階のLGS下は、LGSなし
建下1階のLGS下は、LGSあり
建下1階のLGS下は、LGSあり
建下1階のLGS下は、LGSあり

100
(100)

65秒 90秒 100秒

100
(100)

65秒 90秒 100秒

→ 防火区画を示す。
●は特定区画を示す。
LGS下地階建材を示す。
防水エーボを示す。
LGSもしくはRCの仕上げ層を示す。
※特定区画 60 グラスルーフ

→ 防火区画 (1~7F) @25以上 (8F以上) @25以上
→ 現場発熱の収束収束力 40以上

(作成図)

[illegible]

仕様書

(1) 貸付形態

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 2 項の規定により行う行政財産の貸付。

(2) 貸付期間

前業者による撤去完了から令和 19 年 3 月 31 日までとする。

※期間満了時に双方の合意があれば、期間を指定して更新をすることができる。

(3) 貸付料

一宮市行政財産の目的外使用に係る使用料条例に基づき算出した額に準ずる以下の金額

①売店スペース

1 月当たり $3,245 \text{ 円/m}^2 \times 124 \text{ m}^2 = 402,380 \text{ 円}$

②サテライトスペース

1 月当たり $2,870 \text{ 円/m}^2 \times \text{使用面積(m}^2\text{)}$ (※)

※サテライトスペースは、B 棟 11 階職員食堂スペースのうち提案の中で使用することが明示されたスペースで、貸付料は使用面積(m²)に 2,870 円を乗じて計算する。

(休憩スペース、サテライト販売スペース、厨房スペースのそれぞれ一部のみを貸付することも可能)

(4) 販売手数料

毎月の売上に、提案書の中で示された手数料率を乗じた金額を毎月納付すること。なお、選定にあたっては、提案書の中で示された収支見込(月額)の売上に手数料率を乗じた金額及び(3)②の貸付料の合計額で選定を行うが、契約においては、販売手数料が提案書に記載の予定額の 8 割を下回る場合は、販売手数料を当該予定額の 8 割とする旨の契約内容に合意することを公募参加の条件とする。

(5) その他必要経費等(運営事業者の負担する経費)

①営業準備に伴う経費

営業に必要な各種手続きに要する経費

②冷設機器、什器、流し台等の購入及び設置に係る経費

冷設機器、什器、流し台等の購入・運搬・設置・撤去に要する一切の経費

③建築・設備工事費

現状から開店に至るまでの工事に要する一切の経費

④光熱水費

子メーターにより使用量を計測し、使用量に応じた金額を毎月病院より請求(子メーターについても事業者側で取り付けること。)

⑤修繕費等

冷設機器、什器、流し台等、運営事業者による設置機器に係る修繕費及び売店営業における通常発生する経費

⑥店舗内清掃等、清潔保持及び衛生管理に要する全ての経費

⑦廃棄物収集運搬・処理費

廃棄物の処理等ならびに清掃費等は売店運営事業者の負担とする。なお、廃棄物の処理は、廃棄物の発生を抑制するとともに環境問題に配慮した適正な回収を実施し、再資源化を促進するよう努めること。

⑧原状回復費

⑨従業員にかかる経費

⑩商品の盗難、消耗、破損等に関する経費

⑪商品の仕入れ、陳列、廃棄等に関する経費

⑫上記の他、売店の運営に関する一切の経費

※サテライトスペースで職員食堂を運営する場合については、別途「職員食堂運営仕様書」を参照すること。

(6) 運営条件

①営業日・営業時間

A. 売店スペース

- ・原則年中無休とすること。
- ・8時から18時は最低限営業すること。

※上記の時間帯を基本とし、時間の拡大及び運営方法について運営事業者による提案を評価するが、時間の拡大は面会が終了する20時を限度とすること。

B. サテライトスペース

- ・サテライト販売は原則年中無休とすること。
- ・サテライト販売は原則24時間営業とすること。
- ・職員食堂を運営する場合については、別途「職員食堂運営仕様書」を参照すること。

(参考) 現売店 (平日) 7時開店・20時閉店 (土日祝) 8時開店・20時閉店

診察受付開始時間8時、面会終了時間20時

※お盆・年末年始等、特別な理由がある場合の営業時間の短縮、営業休止については病院と協議の上可能とする。

②店舗イメージ

病院利用者に配慮したレイアウトにすること。また、病院のイメージアップにつながり、かつ周囲の状況や環境に調和するよう工夫し、明るく清潔な店舗にすること。以下、エリア毎の特徴や状況を示す。

A. 売店スペース

店舗を設置し営業の中心となるスペース。待合スペース近くの好立地であり、店内に入りやすい雰囲気作りに努めること。

B. サテライトスペース

24時間365日自由に購入できるような形での販売(必要に応じて、什器、冷蔵ショーケース等を設置。以下「サテライト販売」という。)、イートインスペースの設置(休憩スペースを活用)、食堂の運営(厨房を使用)等を行うこと。なお、サテライト販売は必須だが、その他は任意とし、使用面積に応じた貸付料を支払うこと。

24 時間職員がくつろげる雰囲気づくりに努めること。職員食堂として運営する場合の店舗イメージ、条件等については、別途「職員食堂運営仕様書」を参照すること。

なお、入り口のセキュリティに条件はないが、商品在庫数の不一致、什器の破損、紛失等の責任及びセキュリティ機材の設置費用は、事業者の負担とすること。

③販売商品等（必置）

A. 売店スペース

- ・飲料品、食料品（弁当、惣菜、おにぎり、パン、サンドウィッチ、菓子類等）
- ・日用雑貨
- ・雑誌、書籍
- ・入院生活に必要なもの
- ・見舞い品
- ・宅配サービス
- ・コピー・FAX サービス
- ・各金融機関に対応した ATM
- ・医療用品※病院より要望のあったものは取り扱う。
- ・その他、利用者より要望のあったもの
- ・利用者サービスの向上や職員の福利厚生の実現を図るような、様々なサービスを提案のこと。

※当初の提案内容から大幅に販売商品や提供価格を変更する場合は、事前に当院の承認を受けること。

B. サテライトスペース

- ・飲料品及び食料品（弁当、惣菜、おにぎり、パン、サンドウィッチ、菓子類等）

④販売禁止商品

- ・アルコール類
- ・タバコ
- ・公序良俗に反するもの
- ・療養に適さないもの
- ・店内での調理を要するもの（購入者が調理（電子レンジの使用を除く。）をすることが必要なもの）
- ・その他、病院より指定したもの
- ・生花

⑤販売価格

標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

(7) 貸付上の制限

次のことを遵守すること。

①貸付の条件を遵守し、貸付料を確実に納付すること。

②貸付期間中に一宮市立市民病院売店運営事業者募集要項 4 (7) にかかる許認可等の取消しを受けないこと。

③売店を運営する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。ただし、フランチャイズ本部が自らの加盟店に行なわせることはこの限りではないが、責任区分が明確に説明できる資料を提出し承認を得ること。なお、本公募の申込者と、公募選定後における貸付契約書の契約者は同一とすること。

④販売品の搬出入・廃棄物の搬出時間及び経路については、病院の指示に従うこと。

⑤設置備品については、病院が許可したものに限ること。

(8) 維持管理責任

次のことを遵守すること。

①商品管理、金銭管理など防犯対策については、運営事業者が行うこと。

②常に販売商品の賞味期限及び消費期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。仕入れ商品については、安全性等信頼できる業者から行い、仕入れ事故防止に努めること。なお、販売商品の瑕疵には担保責任を負うこと。また、以上の措置にかかる費用は売店運営事業者の負担とすること。

③衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。業務従事者に対しては、病院という施設の特殊性を考慮し、定期的に健康診断を実施するとともに、院内感染防止対策を講じること。また、以上の措置にかかる費用は売店運営事業者の負担とすること。

④商品及び店舗に関する問い合わせ並びに苦情については運営事業者の責において対応すること。

⑤食品衛生法上の発生事案については、全て運営事業者の責任と負担において対処すること。

⑥貸付物件を常に良好な状態で使用するとともに、貸付期間中、貸付目的以外の用途に供さないこと。

⑦貸付物件の現状を変更しようとする場合は、事前に病院と協議すること。

⑧運営事業者及び利用者の責任により貸付物件の全部又は一部に損害を与えた場合は、運営事業者は病院に対してその損害を賠償すること。

(9) その他条件等

①貸付期間が満了したとき、または契約を解除された場合、貸付物件に投じた改良及び修繕によって生じた有益費、その他一切の費用は請求できない。

②営業開始にあたっては、現売店と調整の上、必置販売商品等の漏れ等が発生しないようにすること。

③病院から依頼があった場合は、売上実績等各種資料の提出に応じられるようデータの蓄積をしておくこと。

③以下の事項に関する病院からの要請については全面的に協力すること。

- ・電気設備点検、法定点検及びその他の点検
- ・施設の修繕及び改修工事
- ・災害時における飲料品、食料品等の提供
- ・その他病院運営上必要な事項

④次回運営事業者見直しの際、各種データの提供、新事業者への引継等に協力すること。

⑤関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

⑥利用者からの苦情や及び改善要望については、できる限り丁寧かつ適切に速やかに対応すること。

⑦従業員の採用にあたっては、再就職を希望する既設売店の職員について、できる限り配慮すること。

(10) 貸付の解除及び変更

運営事業者において、借用を傷つけ、又は不名誉となるような信用失墜行為があったとき、病院が貸付物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、提案内容を満たしていないと認めるとき、又は、提案の内容もしくは貸付の条件に違反する行為があると認めるときは、貸付の全部若しくは一部を取り消し、又は変更できる。

(11) 原状回復

貸付期間が満了したとき、又は貸付を解除されたときは、自己の責任において病院の指定する期日までに貸付物件を貸付開始時に病院と合意した状態まで回復すること。

原状回復に際し、運営事業者は一切の補償を病院に請求することができない。

なお、運営事業者が原状回復の義務を履行しないときは病院がこれを行い、運営事業者は病院からの求償に応じること。

(12) 禁止事項

①使用用途以外の使用をしないこと。

②貸付物件は、当院の承認を受けずに内装、隔壁等の工作物を設けないこと。なお、使用物件は、最善の注意を持って維持保全に努めること。

一宮市立市民病院職員食堂運営仕様書

- 1 この仕様書は、一宮市立市民病院（以下「病院」という。）における職員食堂業務委託について定める。
- 2 職員食堂の位置
一宮市立市民病院 南館 1 1 階
職員食堂スペース
- 3 委託業務の基本的運用方針
 - (1) 利用者サービス向上への貢献
 - ア 安全かつ衛生的な食事を提供し、利用者に喜ばれる内容であること。
 - イ 価格設定はできる限り安価であること。
 - ウ 病院職員・職員食堂運営事業者（以下「運営業者」という。）間の意思疎通を図り、連携して業務を円滑に遂行すること。
 - エ 危機管理について、食中毒発生時などの食事供給体制の確保、事故防止、クレーム処理等の対処が万全であること。
 - オ 調理従事者の健康管理等に十分取り組み、安全、安心な環境の中で調理に取り組むことが出来る体制を整えること。
 - カ 従業員の接遇研修を行い、常に良好なサービスを提供すること。
 - (2) 健全経営への貢献
 - ア 効率的な業務の運営を行うこと。
 - イ ライフサイクルコストの削減のため、創意・工夫を行うこと。
 - ウ 業務の継続的かつ安定的な提供を行うこと。
 - エ 必要書類の作成・提出・保管を適切に行うこと。
- 4 業務内容
 - (1) 運用要件
 - ア 営業日及び営業時間は、月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く。）の午前 11 時から午後 2 時頃までを基準とする。営業時間前後の準備については、別途協議の上決定する。
 - イ メニューには、日替わりランチを加えること。
 - ウ 厨房設備は、調理・配膳方法を配慮すること。
 - (2) 業務内容一覧

区 分	業 務 内 容	病 院	運 営 業 者
運 営 管 理	職員食堂運営管理全般		○
	運営業務(食品保管・調理・盛付・食器洗浄消毒)等		○
	サービス方式(職員食堂)		○
	メニュー表(職員食堂、週間メニュー各部署配布)		○
	売上金・つり銭管理(現金及び売掛金)		○
	営業時における点検表記載の実施・作成保管		○
	営業時における点検表記載の確認	○	
	日常清掃(掃除機によるホール床・厨房内及び食堂のテーブル・イス等備品の清掃)		○
	定期清掃(窓ガラス・床面のワックス等)	○	
施 設 等 管 理	内装、給排気衛生、ガス、電気、空調設備工事	○	
	職員食堂の主要な設備(機器リスト記載の機器を含む。)の設置・改修	○	
	職員食堂の主要な設備(機器リスト記載の機器を含む。)の管理		○
	職員食堂で使用する食器、機器(機器リストに記載していない機器)の確保・保守・管理		○
研 修	食堂従事者等に対する教育・訓練		○
安 全 ・ 衛 生 管 理	定期健康診断の実施		○
	健康診断結果の保管		○
	健康診断実施状況との確認		○
	検便の定期実施		○
	検便結果の確認	△	○
	要請に応じた院内の委員会等への参画(震災時、食中毒発生時等)		○

5 業務の履行にあたって

(1) 経費の負担区分

費用項目	病 院 負 担	運 営 業 者
什器・備品費(機器リストに記載していないもの)		○
衛生管理費(洗剤・消毒剤等)		○
食材費		○
人件費		○

費用項目	病院 負担	運 営 業 者
光熱水費（水道、電気、ガス等）		○
残食処理費（施設に関する残食及びごみの処理に必要な費用）		○
防虫・防鼠費（施設に関する防虫・防鼠の費用）	○	
厨房付帯設備（調理設備）・備品の修繕経費	○	
労務費（福利厚生費、教育研修費、保健衛生費、交通費含む）		○
被服費（職員のユニフォーム等）		○
官庁手数料		○
運営業者の業務遂行上必要な諸帳票類		○
運営業者の業務遂行上必要な消耗品費（箸・調味料等）		○
運営業者職員の更衣室など→協議の上設置	○	
更衣室などの備品類→協議の上	△	△

※上記に掲げていない業務の内容、経費が生じた場合には相互協議とする。

（２）厨房内の床仕上げの注意点

床は長尺シート（シート下は防水仕上げ）であり、下の階は事務室であるため、水洗いはできないので注意すること。

（３）営業の許可申請

営業等に必要な諸手続き等は運営業者が行う。許可後は許可書を病院内の見やすい場所に掲示すること。

（４）従業員の教育等

ア 運営業者は、委託業務の実施に当たり、この仕様を忠実に履行するのに必要な人員を配置すること。特に、調理員については、調理師の資格を有する者又実務経験の豊富な者とする。

イ 運営業者は、従事者に対し、夏季の五ヶ月間は月２回、その他の月は月１回の検便及び年１回の胸部疾患検査、梅毒検査及びＢ型肝炎検査を実施し、その結果を委託者に報告すること。

ウ 運営業者は、従事者に対する衛生面及び技術面の教育訓練を毎月行うとともに、定期的な研修等にも参加させるなど常に従事者の意識と技術の向上を心がけること。

エ 運営業者は、従事者に衛生、安全な専用作業衣、帽子等を使用させ、常に清潔衛生保持に努め、常時胸にネームを付けること。

(5) 調査

病院は、必要がある場合には、運営業者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(6) 損害賠償

この委託業務の遂行に当たり、運営業者の責に帰すべき理由により病院に損害を与えた場合、運営業者は直接の損害を被った当事者に限り損害賠償の責を負う。

(7) 秘密の保持

この委託業務の遂行に当たり、関連して知り得た個人情報については、関連する法令、ガイドライン及び自らが定める規程等を遵守し、相手方が定める規程等を尊重して取扱うものとする。

一宮市立市民病院売店設備概要

1 店舗設備工事等について

売店運営事業者は、店舗の設備仕様は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書に順じた仕様により行うこと。

店舗設備工事については、一宮市立市民病院と設計及び施工の協議を行ったうえ、一宮市立市民病院の承認を得た後に着工すること。また、一宮市立市民病院は、必要に応じて工事中若しくは終了後に検査を行う。さらに工事完了後には、建築・衛生・電気・空調の竣工図を提出すること。

なお、売店エリア内の設備については、設置者が売店運営事業者であるか一宮市立市民病院であるかを問わず、原則として売店運営事業者自らの負担と責任において維持管理を行うこと。

2 設備仕様

(1) 建築仕上

床 ビニル床タイル

壁 軽量鉄骨下地・プラスターボード 2 重貼 (12.5+12.5) EP 塗装

天井 軽量鉄骨・プラスターボード(12.5)・岩綿吸音板

※建築基準法第 35 条の 2 に基づく「内装制限」の規定を遵守すること。

(2) 電気設備等

①電灯・コンセント、空調用電源設備

別紙売店平面図に示す位置に分電盤を設けてあり、容量等は次のとおりとする。

回路名称	回路種別	電源種別	主幹ブレーカ	予備回路数	備考
電灯・コンセント	一般	1 φ 3W100/200V	MCCB 3P2E 125AF/100AT	なし	取引計器付
低圧動力	一般	3 φ 3W200V	MCCB 3P3E 250AF/125AT	ECLB50/20A ×2	取引計器付

1 階 EPS 内に発電回路の空きブレーカがあり、容量等は次のとおりとする。

回路名称	回路種別	電源種別	ブレーカ	備考
電灯・コンセント	発電	1 φ 100/200V	MCCB 3P2E 50AF/40AT	取引計器なし EPS-売店間の配線が必要
低圧動力	発電	3 φ 200V	MCCB 3P3E 50AF/40AT	取引計器なし EPS-売店間の配線が必要

※・負荷側の容量が確認できないことからブレーカーの増設・改造等は売店等運営事業者側で施工すること。

・毎年 10 月に電気設備点検に伴う一般回路の停電が 6 時間程度発生するため、冷凍庫など常時稼働が必要な機器がある場合は発電回路を検討すること。

②電話等通信設備

売店運営事業者にて1階 EPS もしくは地下1階 MDF 室 より売店まで必要数配管設置すること。また、各接続等については電話会社に依頼すること。

③消防用設備

防災上必要な自動火災報知設備及び非常設備等は設置されているが、室内配置を変更する場合は、関係法令に基づき適切な設備を設け、関係官庁へ手続きを遅滞なく行うこと。

(3) 空調・換気設備等

換気設備（全熱交換機 500m³/h）のみ設置済み。そのほかの売店運営事業者にて設置すること。また、関係法令に基づき適切な設備を設けること。

(4) 給排水設備

排水 50φ 1箇所 東側に設置 プラグ止め

給水 32φ 1箇所 東側に設置 バルブ止め

※ 既設手洗い1箇所所有

(5) ガス設備

ガス 32φ 1箇所 東側に設置 バルブ止め

3 施設引渡し時期

令和9年4月中旬予定

※ 工事の進捗状況により変更の場合あり

4 その他

北側出入り口はキーレックスとなっている。

一宮市立市民病院職員食堂設備概要

1 食堂等設備工事等について

売店運営事業者は、食堂等の設備仕様は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書に順じた仕様により行うこと。

食堂等設備工事については、一宮市立市民病院と設計及び施工の協議を行ったうえ、一宮市立市民病院の承認を得た後に着工すること。また、一宮市立市民病院は、必要に応じて工事中若しくは終了後に検査を行う。さらに工事完了後には、建築・衛生・電気・空調の竣工図を提出すること。

なお、厨房及びサテライトスペース内の設備については、設置者が売店運営事業者であるか一宮市立市民病院であるかを問わず、原則として売店運営事業者自らの負担と責任において維持管理を行うこと。

2 設備仕様

(1) 建築仕上

・食堂・サテライトスペース

床	ビニル床シート
壁	軽量鉄骨下地・プラスターボード2重貼(12.5+12.5) 壁紙
天井	軽量鉄骨下地・プラスターボード(9.5)・岩綿吸音板

・厨房

床	ビニル床シート
壁	軽量鉄骨下地・プラスターボード2重貼(12.5+12.5)・繊維混入けい酸カルシウム板
天井	軽量鉄骨下地・化粧プラスターボード(9.5)

※建築基準法第35条の2に基づく「内装制限」の規定を遵守すること。

(2) 電気設備等

①電灯・コンセント設備

別紙図面の通り。

コンセントなどの増設が必要な場合は売店等運営事業者側の施工となる。

また2L-11Aの分電盤には取引計器が設置されていないため、当該盤のコンセント等を使用する場合には売店等運営事業者側にて取引計器を取り付けること。

なお毎年10月に電気設備点検に伴う一般回路の停電が6時間程度発生するため、冷凍庫など常時稼働が必要な機器は発電回路とすること。

②電話等通信設備

外線やインターネットについては売店運営事業者にて地下1階 MDF 室 より売店まで必要数配管設置すること。また、各接続等については電話会社に依頼すること。

③消防用設備

防災上必要な自動火災報知設備及び非常設備等は設置されているが、室内配置を変更する場合は、関係法令に基づき適切な設備を設け、関係官庁へ手続きを遅滞なく行うこと。

(3) 空調・換気設備等

別紙図面の通り。

調理機器等の設置に伴い関係法令上必要となる設備については、売店運営事業者の施工となる。

(4) 給排水・ガス設備

別紙図面の通り。

増設が必要な場合は売店等運営事業者側の施工となる。

(5) 厨房設備等

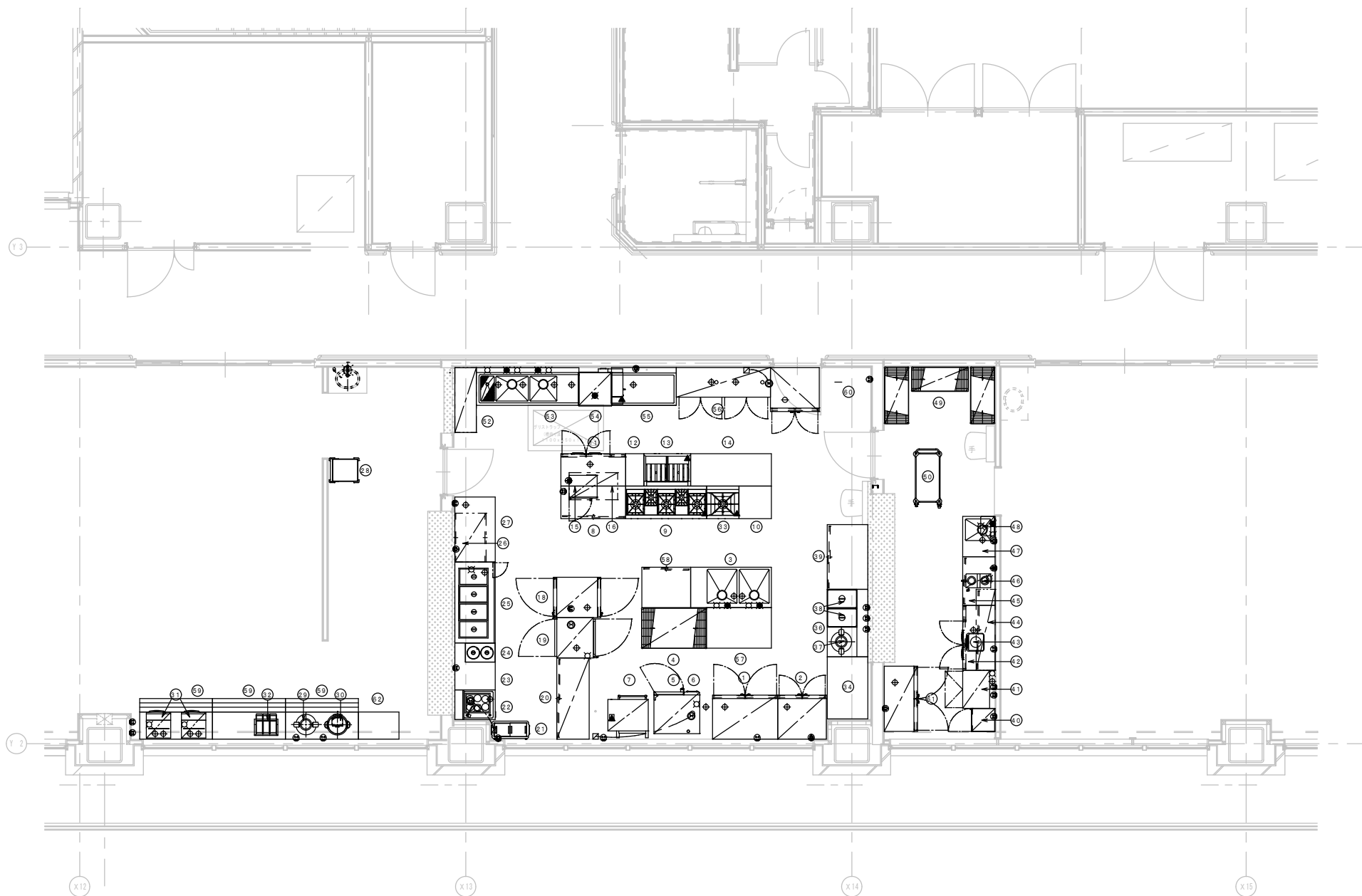
別紙図面のとおり

3 施設引渡し時期

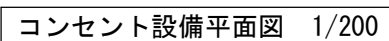
令和9年4月12日予定

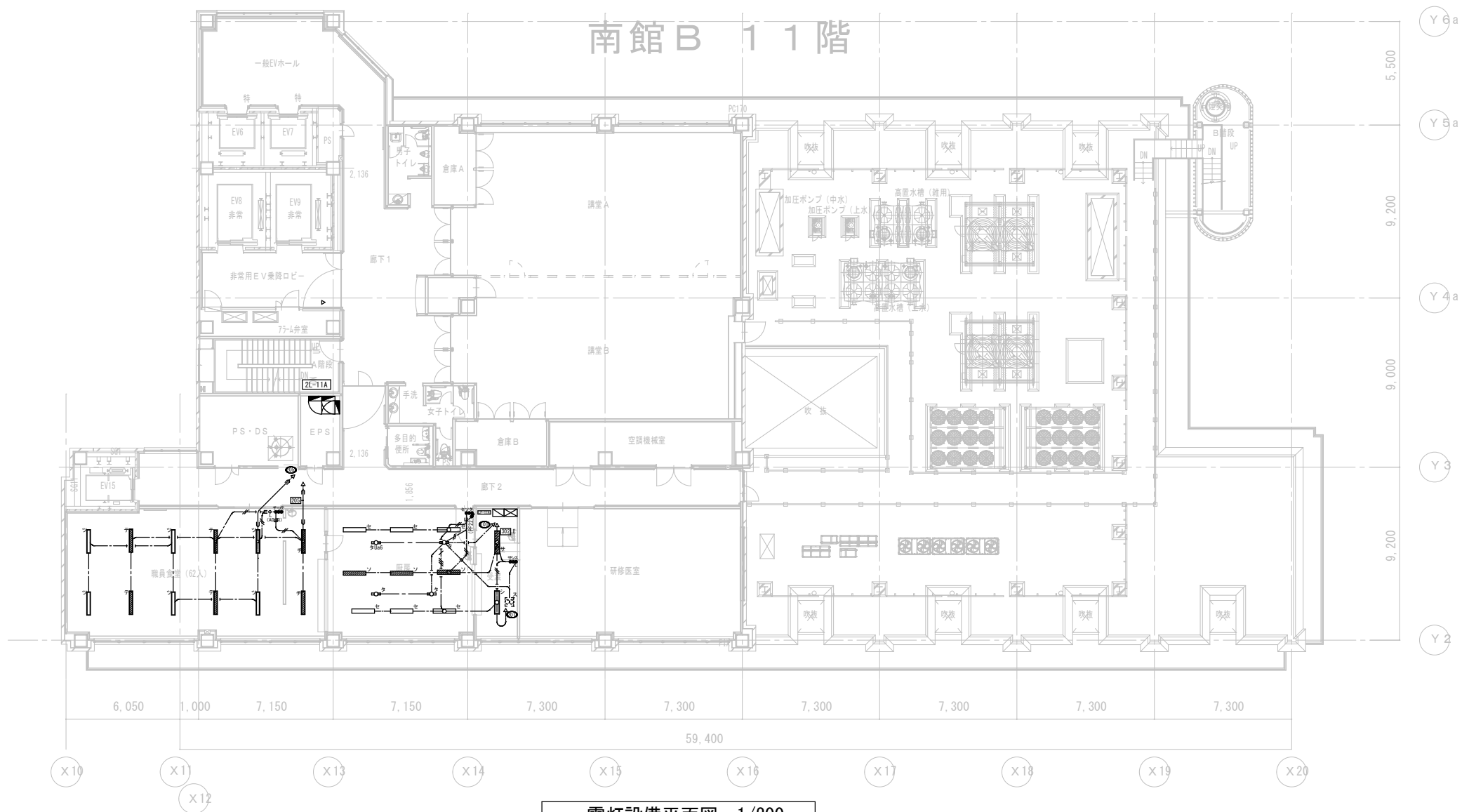
※ 工事の進捗状況により変更の場合あり

機器リスト

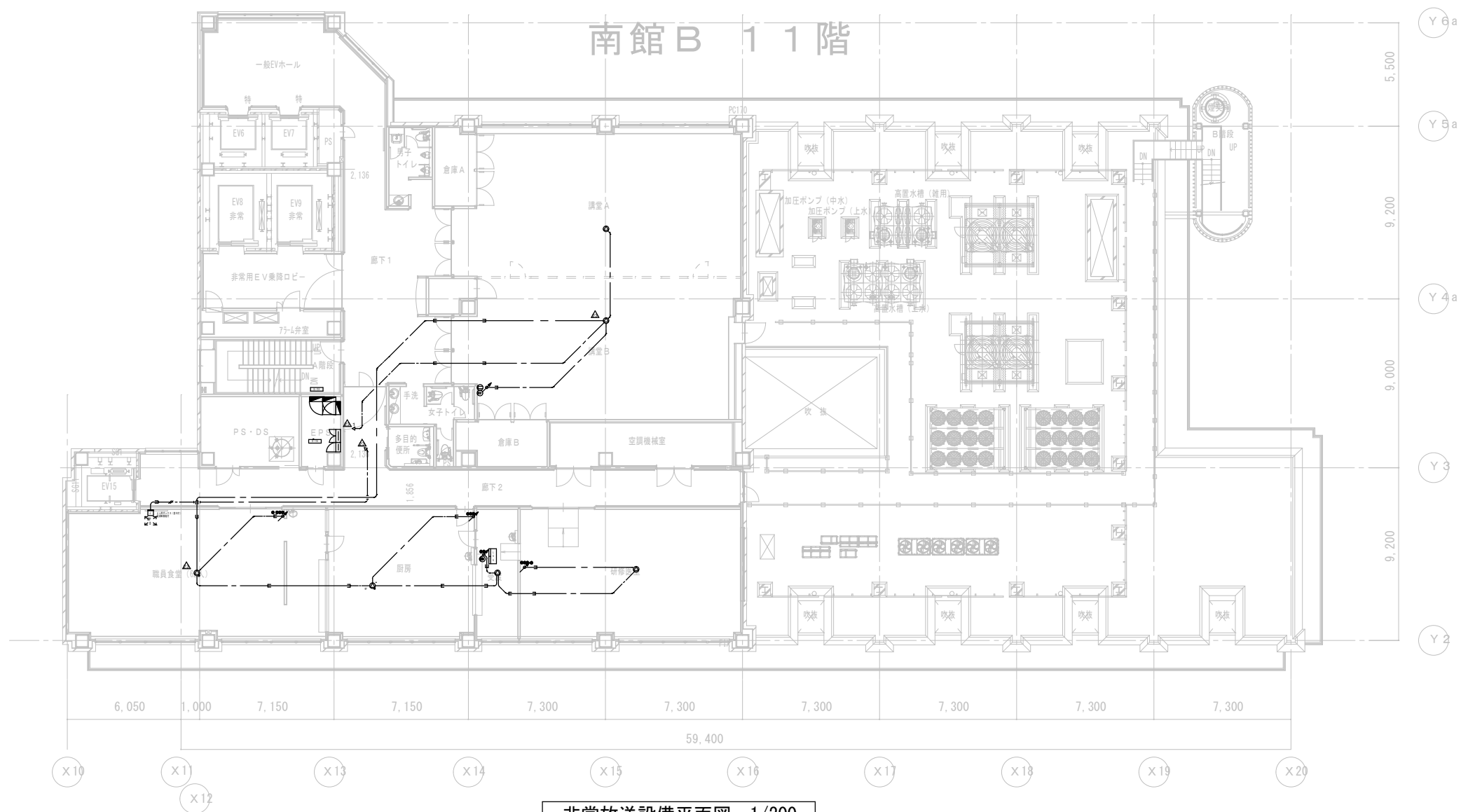


南館B	1	1	階
-----	---	---	---

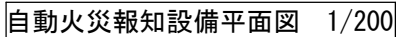




電灯設備平面図 1/200



非常放送設備平面図 1/200



AC 1φ3W 100/200V(60Hz)

幹線 No. 4 L 8

EM-CET60

YB
F×1 1A T×1 PL

MCCB3P
250/150A
(中性線欠相保護付)

Ne (NBU)

N2

N1

F×2 3A

マルチメータ
A A/TD

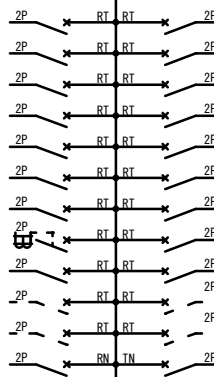
W W/TD

Wh 1KWh/1P
ELR /TD

中央監視盤へ

Ig : 0.03/0.05/0.1/0.2/0.4/0.8A

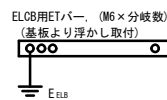
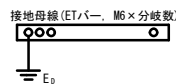
容量 VA	負 荷 名 称	No.
	職員食堂エアコン 室内機電源	F1
	研修医室エアコン 室内機電源	F3
	11階廊下1・2 照明	201
	11階倉庫A・B・空調機械室 照明	203
	職員食堂 照明	205
	PH1階 外部 照明	207
	PH1階 廊下2 EVホール 照明	209
	11階 外部照明	211
	予 備	213
	スペース	
	スペース	
	予 備	101



No.	負 荷 名 称	容量 VA
F2	予 備	OFF
F4	予 備	OFF
202	11階 一般EVホール 照明	
204	11階 研修医室A・B 照明	
206	研修医室 照明	
208	PH1階 機械室2・PH2階 消防給水機室 照明	
210	PH2階 EVホール 照明	
212	予 備	OFF
214	予 備	OFF
	スペース	
	スペース	
102	講堂A・Bダウンライト	

△ 3R
4~6R

△ 12R

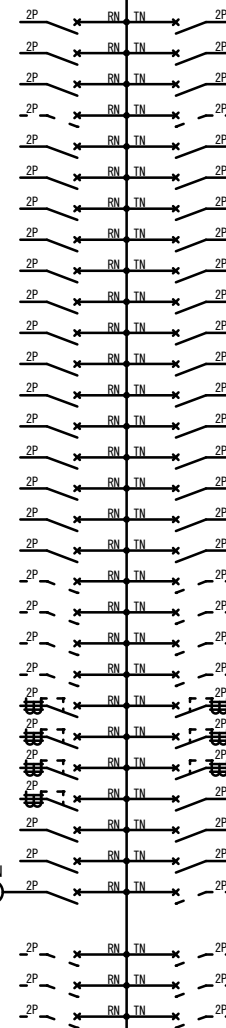


MCCB 2P2E 50/20A ×18 (200V)
MCCB 2P2E 50AF × 4 (200V) (スペース)
MCCB 2P1E 50/20A × 2 (100V)
RRY2P 20A ×11
T/Vユニット × 3 (スペース)

容量 VA	負 荷 名 称	No.
	11階廊下ファンコイル	F1
	予 備	F3 OFF
	予 備	F5 OFF
	スペース	
	予 備	301 OFF
	講堂B V P用電源	303
	11階廊下1・一般EVホール コンセント	305
	予 備	307 OFF
	職員食堂コンセント	309
	EV15かご内コンセント	311
	講堂B床コンセント	313
	職員食堂自動ドア電源	315
	研修医室自動ドア電源	317
	研修医室床コンセント	319
	PH1階非常EV機械室コンセント	321
	PH2階コンセント	323
	予 備	325 OFF
	予 備	327 OFF
	スペース	
	スペース	
	スペース	
	11階廊下2・倉庫B・空調機械室・屋外コンセント	301
	職員食堂自販機コンセント	303
	予 備	305 OFF
	PH1階機械室1、廊下1・2階段、外部 コンセント	307
	予 備	329 OFF
	予 備	331 OFF
	保守コンセント	
	スペース	
	スペース	
	スペース	

CON

注 E



No.	負 荷 名 称	容量 VA
F2	職員食堂全熱交換機	
F4	予 備	OFF
F6	予 備	OFF
	スペース	
302	講堂B放送機器用電源	
304	講堂A・B コンセント	
306	階段A・アラーム弁室・非常EVホールコンセント	
308	11階PS・DS、廊下2コンセント	
310	予 備	OFF
312	講堂A床 コンセント	
314	講堂B 電動スクリーン	
316	研修医室コンセント	
318	研修医室床コンセント	
320	研修医室床コンセント	
322	PH1階 EVホール・空調機械室2コンセント	
324	予 備	OFF
326	予 備	OFF
328	予 備	OFF
	スペース	
	スペース	
	スペース	
	スペース	
302	11階女子便所手洗コンセント	
304	職員食堂自販機コンセント	
306	予 備	OFF
308	予 備	OFF
310	予 備	OFF
312	予 備	OFF
314	予 備	OFF
	スペース	
	スペース	
	スペース	

MCCB 2P1E 50/20A ×34 (100V)
ELCB 2P1E 50/20A ×16 (100V) (スペース)
ELCB 2P1E 50/20A × 7 (100V) 30mA 0.1S
CON 2P 15A E付 ×1

記事 CONTENTS

△ '21.11 負荷名称等照合	BTAN65
△	
△	
△	
△	
△	
△	

承認 APPROVED BY

中 立 電 機 株 式 有 限 公 司
CHURITSU ELECTRIC CORP.

設計 DESIGNING BY 作成 DRAWN BY

第3角法
3rd ANGLE PROJECTION

尺 度 SCALE 数 量 QUANTITY

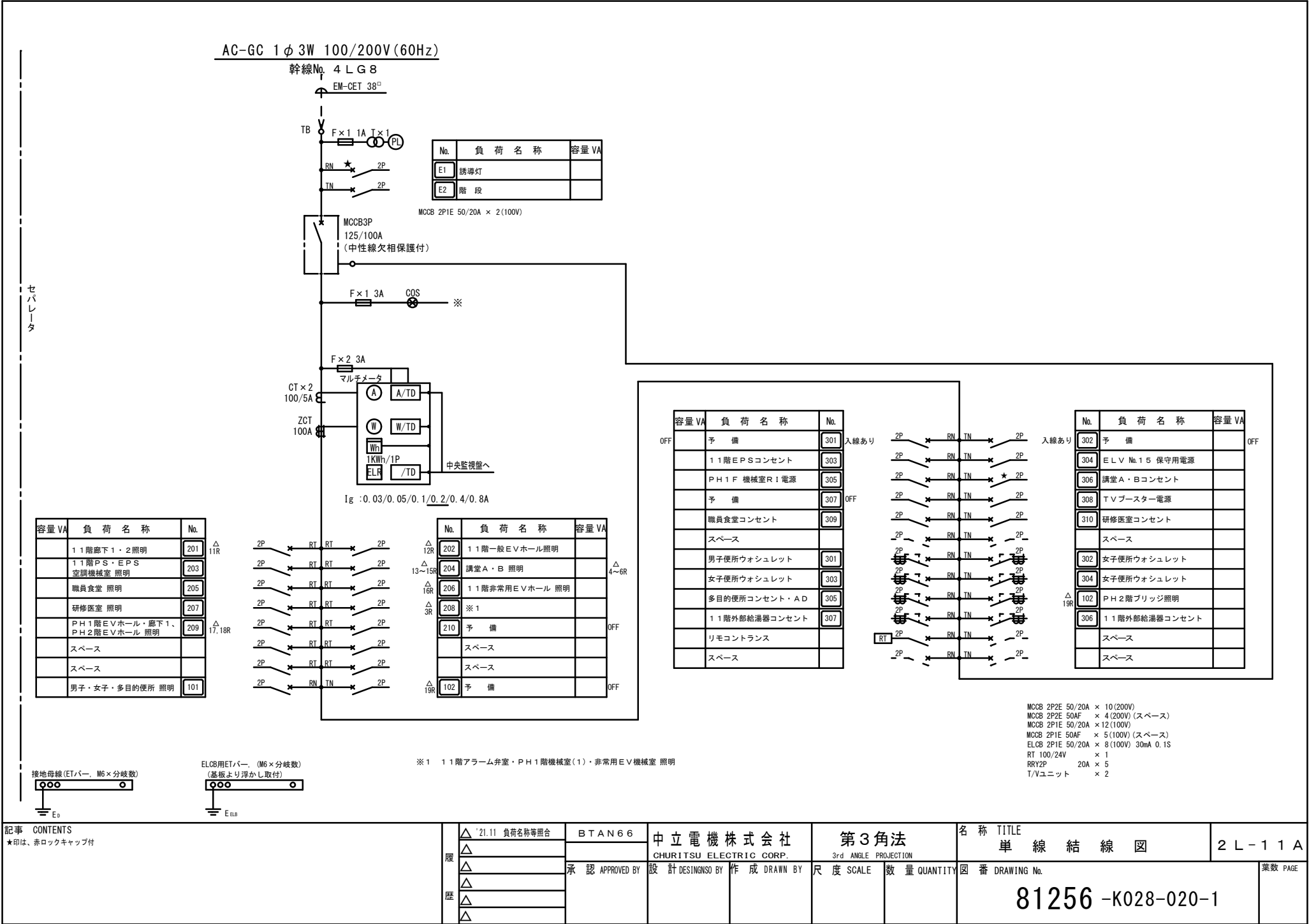
名 称 TITLE
単 線 結 線 図

図 番 DRAWING No.

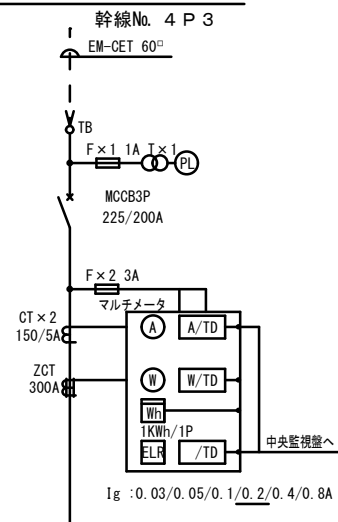
2 L - 1 1 A

葉 数 PAGE

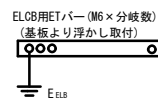
81256-K028-010-1



AC 3φ3W 200V (60Hz)



No.	負 荷 名 称	容量 (kVA)	
	予 備		OFF
6	消毒保管庫 (食器乾燥機)	8.4	
7	電気ゆで麺器	12	
1	冷凍庫	0.539	
3	パススルー温蔵庫	4.2	
4	ウォーマーテーブル	4.5	
5	自動食器洗浄機	5.0	
8	シャッター	0.549	
※	予 備		OFF



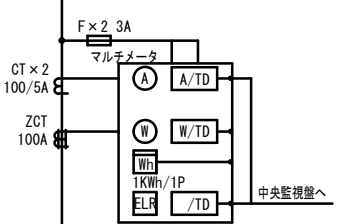
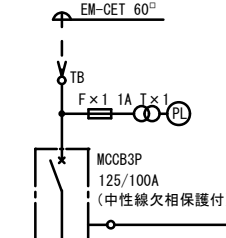
記事 CONTENTS	履	△ '21.11負荷名称等照合	CTAN 61	中立電機株式会社	第3角法		名称 TITLE	単線結線図		LP-11A	
		△		CHURITSU ELECTRIC CORP.	3rd ANGLE PROJECTION						
		△	承認 APPROVED BY	設計 DESIGNSD BY	作成 DRAWN BY	尺度 SCALE	数量 QUANTITY	図番 DRAWING No.		葉数 PAGE	
	歴	△									
		△									

81256-K029-010

AC 1φ3W 100/200V (60Hz)

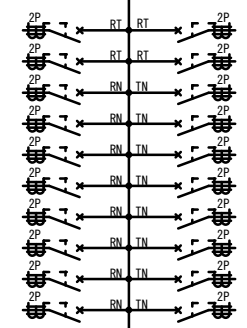
幹線No. 4 L 8
EM-CET 60°

※取引計器付



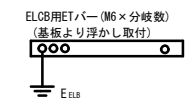
Ig : 0.03/0.05/0.1/0.2/0.4/0.8A

容量 VA	負 荷 名 称	No.
	厨房・受渡し室 照明	201
	電子レンジ	401
	予 備	14
	保温ジャー・スーブウーマー	301
	ティーサーバー	303
	多機能自動炊飯器	305
	保温ジャー・電気卓上ウーマー	307
	フード消火電源	309
	予 備	311
	厨房殺菌灯	101



No.	負 荷 名 称	容量 VA
323	コーヒーブーワー	
f1	厨房空調室内機電源	
	予 備	
302	ティーサーバー	
304	電気卓上ウーマー	
306	電気卓上ウーマー	
308	1 Hコンロ (電磁調理器)	
310	予 備	
312	予 備	
102	予 備	

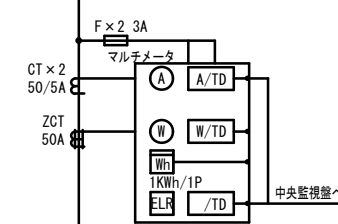
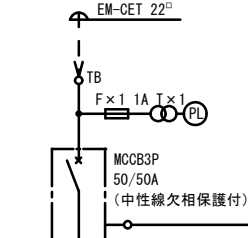
ELCB 2P2E 50/20A × 4 (200V) 30mA 0.1S
ELCB 2P1E 50/20A × 16 (100V) 30mA 0.1S



AC-GC 1φ3W 100/200V (60Hz)

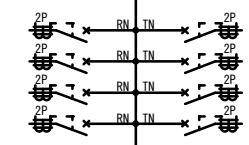
幹線No. 4 L G 8
EM-CET 22°

※取引計器付



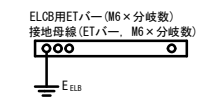
Ig : 0.03/0.05/0.1/0.2/0.4/0.8A

容量 VA	負 荷 名 称	No.
	冷蔵庫	301
	冷蔵ショーケース	303
	冷凍冷蔵庫	305
	コールドテーブル・冷凍庫冷蔵庫	307



No.	負 荷 名 称	容量 VA
302	厨房受け渡し室 照明	
304	製氷機	
306	小型冷凍・スリッパ・冷蔵庫	
308	バスルーム・冷蔵庫・冷蔵ショーケース	

ELCB 2P1E 50/20A × 8 (100V) 30mA 0.1S



空調

①					
EAG-	1,000	×	1,000	(建築工事)	
EA-	1500			m³/h	
EAGチャンパ					
	1000	×	1000	×	380

②					
EAG-	1550	×	450	(建築工事)	
EA-	6350			m³/h	
EAGチャンパ (セパレータ付)					
	1550	×	450	×	200

職員食堂	
PE#25	
SA	750CMH
BOX	375×375×375H
HS	600×250
RA	750CMH
BOX	750×400×400H

受渡し室	
VHS 250×250	
SA	300CMH
BOX	400×400×400H

フード番号	器具名称	燃料	理論 排ガス量 m³/h	燃料 消費量 kg/h	定数	有効 排ガス量 m³/h	フード風速に よる換気量 m³/h	換気回数に よる換気量 m³/h	決定 換気量 m³/h	フードサイズ L x W x H	GF W x H	風速 m/s
①	自動食器洗浄機	ガス	0.93	18.6	30	520	1,050	-	1,050	1,100 × 800 × 800	-	0.31
②	ガステーブル	ガス	0.93	51.2	30	1,430	-	-	-	-	-	-
③	ガスフライヤー	ガス	0.93	25.6	30	720	3,900	-	3,900	2,400 × 1,500 × 800	500 × 400 × 400	0.30
④	ガスローレンジ	ガス	0.93	17.4	30	490	-	-	-	-	-	-
⑤	電気ゆで器	電気	1.00	12.0	30	360	1,000	-	1,000	700 × 1,000 × 800	-	0.42
⑥	オムレツト・パン・トースト	電気	1.00	17.5	30	530	3,350	-	3,350	2,100 × 1,000 × 800	500 × 400 × 300	0.40
⑦	多機能自動炊飯器	ガス	0.93	31.4	30	880	-	-	-	-	-	-
	合計			173.7		4,830	9,300		9,300			

・有効換気量Vは、理論排ガス量をk、燃料消費量をQとすると、V=30Qで算出する。

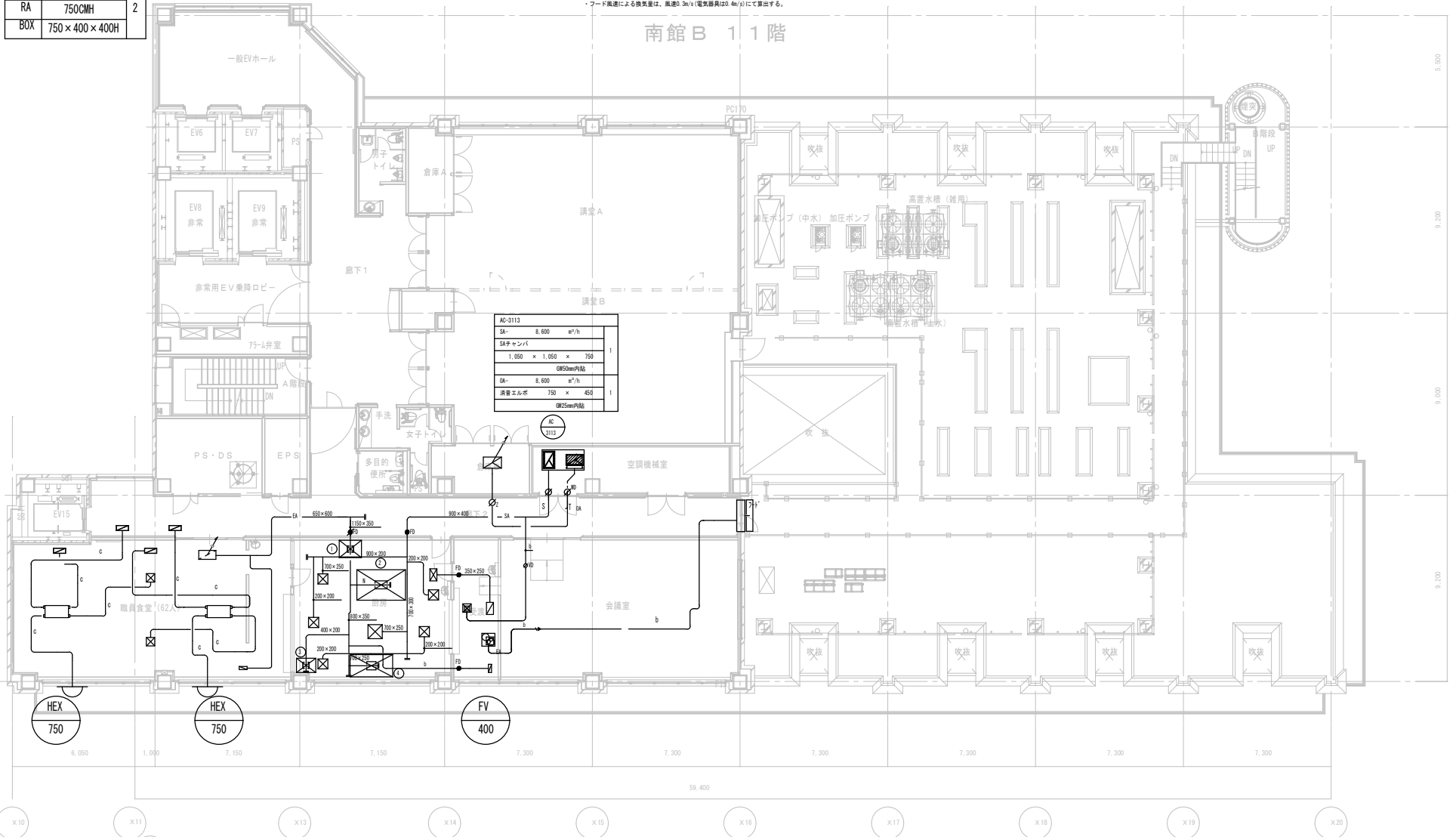
・フード風速による換気量は、風速0.3m/s(電気器具は0.4m/s)にて算出する。

角ダクトサイズ

記号	ダクトサイズ
A	100
B	150
C	200
D	250
E	300
F	350
G	400
H	450
I	500
J	550
K	600
L	650
M	700
N	750
O	800
P	850
Q	900
R	950
S	1,000
T	1,050
U	1,100
V	1,150

丸ダクトサイズ

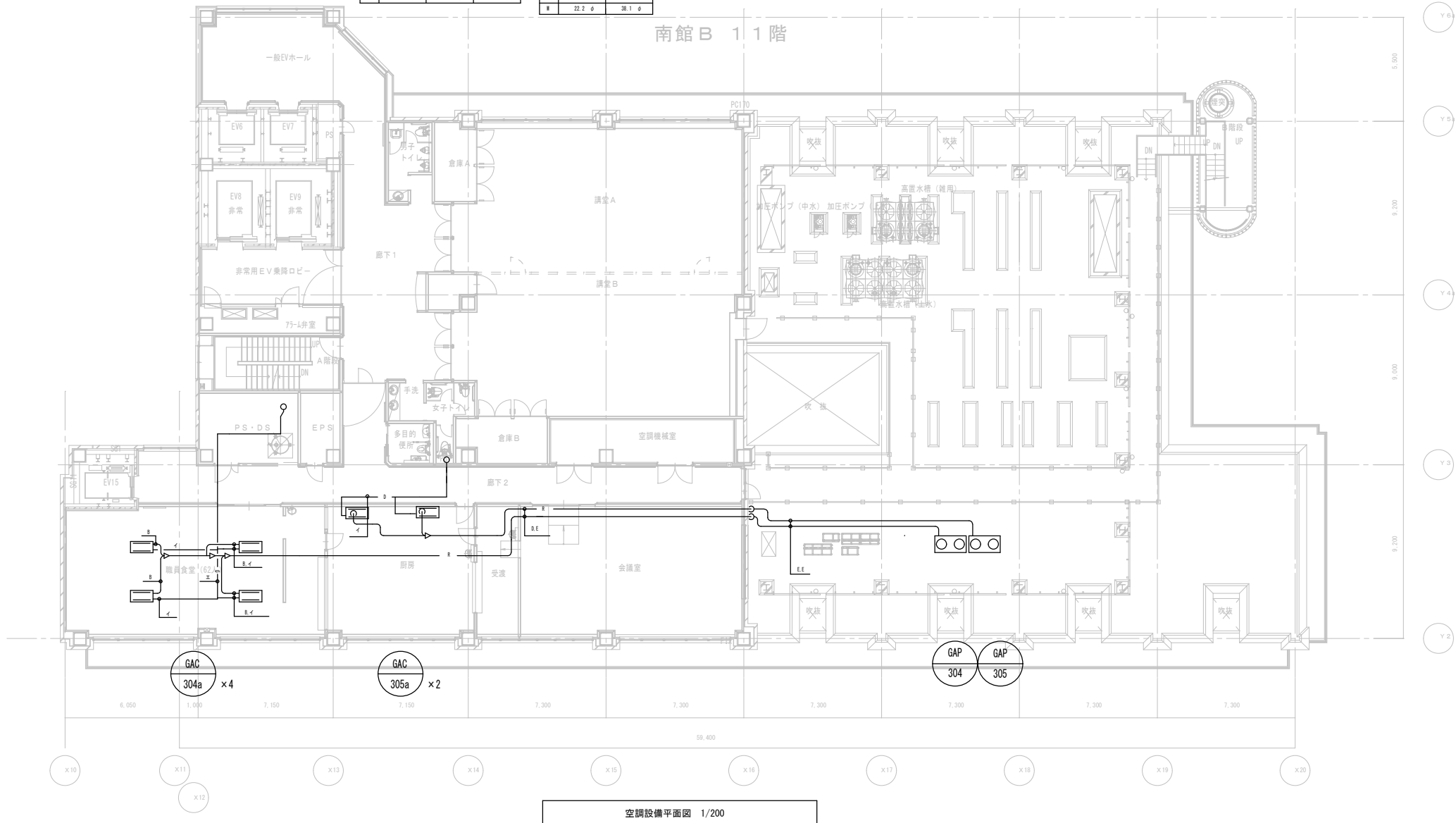
記号	ダクトサイズ
a	100 φ
b	125 φ
c	150 φ
d	175 φ
e	200 φ
f	225 φ
g	250 φ
h	275 φ
i	300 φ
j	325 φ
k	350 φ



冷 媒 管 サ イ ズ (3管式)		
記号	吸込管	吐出管
a	15.9 φ	12.7 φ
b	19.1 φ	15.9 φ
c	19.1 φ	15.9 φ
d	22.2 φ	19.1 φ
e	25.4 φ	19.1 φ
f	25.4 φ	22.2 φ
g	28.6 φ	22.2 φ
h	28.6 φ	22.2 φ
i	28.6 φ	25.4 φ
j	31.8 φ	25.4 φ
k	31.8 φ	28.6 φ
l	38.1 φ	31.8 φ

冷 媒 管 サ イ ズ	
記号	液 管
A	6.4 φ
B	6.4 φ
C	9.5 φ
D	9.5 φ
E	9.5 φ
F	12.7 φ
G	12.7 φ
H	12.7 φ
I	15.9 φ
J	15.9 φ
K	19.1 φ
L	19.1 φ
M	22.2 φ

その他配管サイズ	
ア	20 A
イ	25 A
ウ	32 A
エ	40 A
オ	50 A
カ	125 A
キ	80 A
ク	100 A
ケ	150 A
コ	150 A
サ	200 A
シ	250 A



空調設備平面図 1/200

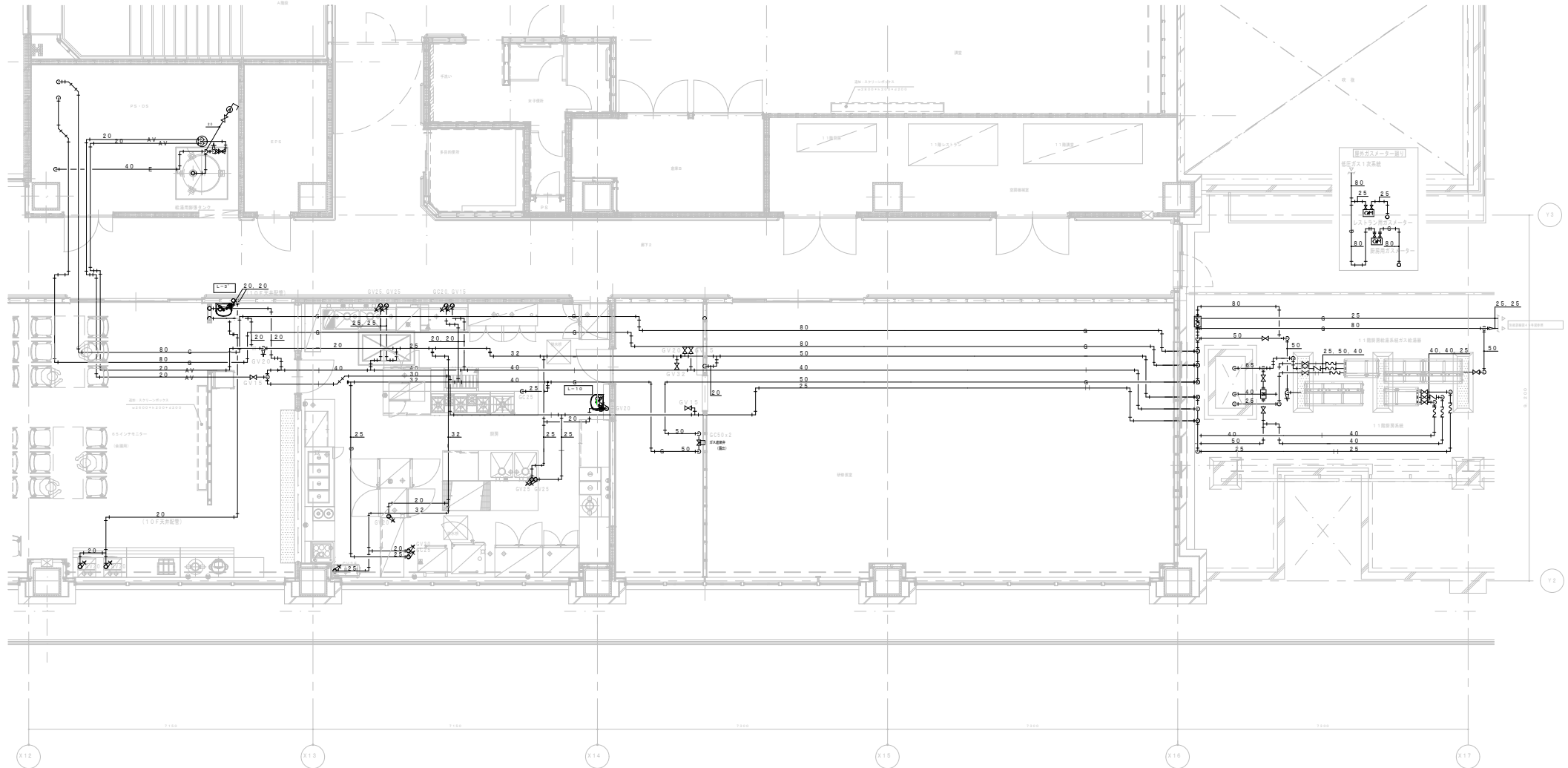
[illegible]

[illegible]

衛生

名称	品番	記号	箇所	受渡し室
干洗器	L-15G	L-10	1	1
洗器器	L-176FCRS	L-3'	1	

(注) 置水数はパルス発生回路数とする。



(注) 1. 給水、給湯、ガス主配管は天井内配管とし、分岐立下げ以降床下配管とし配管とする。

2. 器具器具類は別途工事とし、器具接続まで本工事とする。

完 成 圖

就にところを

記) 特記なきものは標準仕様に準拠とし、配管口径は1型以上とする。 ① 各分枝管継手管径は20A、フラッシュバルブは25Aとする。 ② 各分枝管継手管径は20Sとする。 ③ 洗面台・手洗器標準排水管径は40A、流しは50A又は40A、機油流しは65A (LP65) 便所は80A、汚物流しは100A (LP100)、小便器は50Aとする。					
施工項目 H19.04.25 H21.07.25 ○ △ ● ○ △					
株式会社 大建設計 〒東京都中央区銀座5-10-37 TEL 03-5561-1111 FAX 03-5561-1112					
DATE H21.9 PFIG. NO. N2005-055 PFIG. TITLE 市民会館本館建物（南館2棟）建設衛生設備工事					
CHECK DWG. TITLE 南館2棟 衛生設備 1.1 給排水系統図（給水・給湯・ガス） DWG. NO. 南2 SCALE 1/50					

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

(あて先) 一宮市病院事業管理者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

一宮市立市民病院における売店運営事業者 公募参加申込書

「一宮市立市民病院売店運営事業者募集要項」に記載された内容を全て承知し、一宮市立市民病院における売店運営事業者の選定に参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、本選定参加申込書及び本申込みの関係書類は、全て事実と相違ないことを誓約します。

担当者 (連絡先)	郵便番号 住所 担当者氏名 電話番号 FAX番号 E-mail
--------------	--

受付番号

(様式第 2 号)

令和 年 月 日

(あて先) 一宮市病院事業管理者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

一宮市立市民病院における売店運営事業者 提案書

「一宮市立市民病院売店運営事業者募集要項」に基づき、提案書および関係書類を提出します。

(様式第 3 号)

令和 年 月 日

(あて先) 一宮市病院事業管理者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

一宮市立市民病院売店運営事業者 売店運営事業の収支見込及び販売手数料等の提案書

1 収支見込 (月額)

項 目		業務 (会社) 概要
売 上		
売上原価		
営 業 費 用	人 件 費	
	諸 経 費	
	計	
営業利益		

2 販売手数料の提案

① 手数料率 _____ %

② 予定額 (1 売上 × 2 ①) 月額 _____ 円

※ 契約においては、販売手数料が上記予定額の 8 割を下回る場合は、販売手数料を上記予定額の 8 割とする旨の契約内容に合意すること。

(様式第 4 号)

令和 年 月 日

(あて先) 一宮市病院事業管理者

住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

一宮市立市民病院売店運営事業者 事業申告書

業務（会社）概要			
設立年月日	年 月 日		
経歴・沿革			
資 本 金			
従業員数			
店 舗 数	か所（うち愛知県 か所）		
業務内容			
直近 1 年間の事業実績 (許可病床数が 2 0 0 床以上の病院での営業運営実績)			
施設名	所在地	営業開始年月日	営業内容

(様式第 5 号)

令和 年 月 日

(あて先) 一宮市病院事業管理者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

(公印省略可)

一宮市立市民病院売店運営事業者 質問書

1 提出枚数

枚

2 質問内容

区分	頁	番号 記号	質問内容

※ 区分には、募集要項の場合「要項」、仕様書の場合「仕様」、食堂運営仕様書の場合「食堂」、評価基準の場合「評価」、提案必須項目一覧表の場合は「一覧」と記載すること。

※ 頁は「募集要項」等それぞれの頁を記入すること。

※ 番号記号は該当する箇所の番号を記入すること。

例「要項 1 頁 6 (1) 提出書類」等

一宮市立市民病院売店運営事業評価基準

業者の選定にあたっては、下記の内容にて算定した提案内容の総得点が最も高い業者を優先交渉権者とする。

(1) 提案内容等の評価

提案内容等の評価は、当院が提示する「一宮市立市民病院売店運営事業者募集要項」（以下、「要項」という。）の提出書類及び説明会を通じて、下記（２）～（４）に基づき評価し、総得点を与えるものとする。

なお、「要項」および「評価基準」に記載されていない項目に関しては評価の対象としない。また、書類審査における適否評価の結果、否と判定された場合は、評価の対象としない。

(2) 定性評価の方法

①配点は次のとおりとする。

- ・特に優れている…5点
- ・優れている…3点
- ・標準である…1点

②評価項目等は次のとおりとする。

評価基準	項目	配点	加重率
売店の提案内容	魅力ある商品構成	5	2.0
	病院利用者（職員を含む。）への付加サービス	5	2.0
	店舗空間の企画力	5	2.0
	従業員の配置状況及び衛生管理	5	1.0
	待遇（研修体制）	5	1.0
	安全及び衛生	5	1.0
	SDGsへの対応	5	1.0
経営運営等	安定した経営力	5	1.0
	店舗への運営支援体制	5	1.0
	店舗の認知度・ブランド力	5	1.0
	商品配達体制	5	1.0

③配点に加重率を掛け合わせた値を定性評価の得点とする。

(3) 定量評価の方法

定量評価の点数（売上に対する販売手数料及びサテライトスペースの貸付料）については、提案書の中で示された収支見込（月額）の売上に手数料率を乗じた金額及びサテライトスペースの貸付料の合計額で選定を行い、合計額が一番高い者を30点とする。それ以外の提案については、一番高い者との比率により算出し、小数点第1位で四捨五入した数を定量評価の点数とする。

(4) 落札者の決定方法

①選定委員が採点した定性評価の得点を合計し、これを選定委員の人員数で除し平均点を算出する。（小数点以下第3位四捨五入（第2位有効））

②①と（３）の点数を合計し、総得点とする。

③②の総得点が最も高い者を優先交渉権者に決定する。

一宮市立市民病院売店運営事業者提案必須項目一覧表

1 売店運営の設置詳細（図面）について

- (1) レイアウト図（平面図等。特に、B棟11階職員食堂スペースのうちどの部分をサテライトスペースとして使用するか及び使用面積を明示すること。）
- (2) イメージ図（内装や仕器類及び店舗の雰囲気がわかるもの）
- (3) パンフレット等

2 売店設置工事のスケジュール等について

- (1) 工事スケジュール
- (2) 工事内容
- (3) 売店営業に関する諸官庁への申請・届出等のスケジュール
- (4) 工事期間中における売店の代替営業形態

3 販売商品について

- (1) 販売品目数及び商品構成（魅力のある要素を中心に記載すること。）
- (2) 病院利用者（職員を含む。）への付加サービス
- (3) 商品の配達体制及び運搬方法

4 従業員について

- (1) 従業員数、勤務形態、配置状況等
- (2) 従業員の衛生管理（健康診断及び研修体制）

5 売店の衛生管理方法について

- (1) 清掃及び害虫駆除方法
- (2) 廃棄物の回収方法

6 危機管理について

7 SDGsへの対応について

8 店舗への運営支援体制について